

板橋区障がい者（児）福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

（令和4年11月4日区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、物価高騰等に直面している板橋区内の障がい者（児）福祉施設等を運営する事業者に対し支援金を交付することにより、事業者の負担軽減を図り、安定的な事業運営の継続を確保するとともに、利用者に対する負担転嫁の防止を目的とする。

（交付対象）

第2条 支援金の交付対象は、令和7年4月1日時点（以下「基準日」という。）で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する別表に掲げるサービスを実施し、次に掲げる要件をすべて満たす事業所とする。

- (1) 板橋区内に所在する事業所であること。
 - (2) 国及び地方公共団体以外が設置する事業所であること。
 - (3) 次条に示す交付対象期間の間、別表に掲げるサービスを継続して実施し、廃止又は休止しないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げるサービスを実施し、前項各号をすべて満たす事業所のうち、基準日の翌日から令和7年10月1日までの間に開設した事業所にあっては、交付対象に含むものとする。この場合においては、前項規定中「令和7年4月1日時点」は「令和7年10月1日時点」と読み替えるものとする。
- 3 別表に規定する訪問系又は相談系に属するサービスを実施する一の事業所が、同一所在地において、板橋区介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱（令和4年11月4日区長決定）別表に規定する訪問系又は相談系に属するサービスを併せて実施している場合は、本要綱に基づく支援金の交付を受けることはできない。

（交付対象期間）

第3条 支援金の交付対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、前条第2項に規定する事業所については、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

（支援金交付額）

第4条 支援金の交付額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付対象となる事業所の運営事業者（以下「申請者」という。）は、板橋区長（以下「区長」という。）が別に定める期日までに、別記第1号様式に関係書類を添えて、区長に対して交付申請を行うものとする。

（交付決定及び通知）

第6条 区長は、前条の申請書を受領したときは、関係書類を審査し、支援金の交付を決定したときは別記第2号様式により、交付しないことを決定したときは別記第3号様式により理由を

付して申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による支援金の交付の決定に当たり、支援金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。
- 3 区長は、第1項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 区長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第8条 区長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第9条 区長は、支援金に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付決定者は、当該支援金に係る書類を、支援金の交付決定に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）によるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。
- 6 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 8 第7条から第10条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別 表（第2条・第4条関係）

区分	サービス種別	基準日	交付額
入所系	療養介護 短期入所 施設入所支援 共同生活援助 障害児入所支援	令和7年 4月1日	37,000円に基準日時点における在籍者数を乗じた額を交付する。 ただし、在籍者数が基準日時点における定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。
		令和7年 10月1日	18,500円に基準日時点における在籍者数を乗じた額を交付する。 ただし、在籍者数が基準日時点における定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。
通所系	生活介護 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 地域活動支援センター 日中一時支援 児童発達支援 放課後等デイサービス	令和7年 4月1日	29,000円に基準日時点における在籍者数を乗じた額を交付する。 ただし、在籍者数が基準日時点における定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。
		令和7年 10月1日	14,500円に基準日時点における在籍者数を乗じた額を交付する。 ただし、在籍者数が基準日時点における定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額とする。
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	令和7年 4月1日	1事業所当たり 59,000円を交付する。
		令和7年 10月1日	1事業所当たり 29,500円を交付する。
相談系	就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援	令和7年 4月1日	1事業所当たり 23,600円を交付する。
		令和7年 10月1日	1事業所当たり 11,800円を交付する。

【備考】

- 1 訪問系及び相談系の各区分にあっては、同一所在地において、同一区分内に属する複数のサービスを実施していても、支援金交付の対象となるサービスは1つのみとする。
- 2 訪問系及び相談系の各区分にあっては、同一所在地において、両区分からそれぞれ1つ以上のサービスを実施していても、支援金交付の対象となるサービスは訪問系に属するサービス1つのみとする。

板橋区障がい者（児）福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

(宛 先) 東京都板橋区長

書類作成者
住所 _____
氏名 _____
電話 _____

申請者（事業者）名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____

電 話 _____

板橋区障がい者（児）福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、下記のとおり申請し、請求します。

1 交付金申請額（右詰めで記載）

								円
--	--	--	--	--	--	--	--	---

(内訳)

【入所系・通所系】

事業所名	実施事業	基準日	定員数	在籍者数	交付対象者数	交付額

※1日の定員数及び在籍者数は基準日時点のものを記載する。1日の定員数と在籍者数を比較し少ない方の人数を交付対象者数として記載し、要綱別表に従い交付額を算出する。

【訪問系・相談系】

事業所名	実施事業	所在地	基準日	交付額

※所在地を同じにする事業所は記載しない。板橋区介護施設等物価高騰対策支援金交付対象事業所と所在地を同じにする事業所は記載しない。

2 支援金振込先

金融機関名 (コード4桁)	店舗名 (コード3桁)		
預金種別	普通 · 当座	口座番号 (7桁)	
口座名義 フリガナ 漢字			

別記第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区障がい者（児）福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区障がい者（児）福祉施設等物価高騰対策支援金について、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

1 支援金交付決定額

金 円

2 補助条件

板橋区障がい者（児）福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。

別記第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区障がい者（児）福祉施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区障がい者（児）福祉施設等物価高騰対策支援金について、下記の理由のとおり交付しないことと決定したので、通知します。

記

不交付の理由	
--------	--